

あべのメディックスビル地下駐車場使用規則

大阪市街地開発株式会社（以下「当社」という。）は、あべのメディックスビル地下駐車場（以下「駐車場」という。）の円滑な管理運営を図るため、次のとおり、使用規則を定める。

（目的）

第1条 駐車場は自動車の駐車格納を目的としたものであり、駐車場月極使用契約者（以下「契約者」という。）及び時間貸し駐車制度利用者（以下「時間貸し利用者」という。）は自動車の駐車格納以外の目的で使用してはならない。

自動車の格納は、1区画につき自動車1台とする。

（使用時間）

第2条 当社は、契約者が駐車場を利用するにあたって、使用時間及び使用日時には制限を加えない。

時間貸し利用者の入出場時間は、午前7時から午後11時までの間とする。また、1月1日は時間貸し利用者は、取り扱わない。当社及び当社が業務委託した駐車場管理者（従業員を含む。）（以下「管理者」という。）が駐車場施設の維持管理工事等のため、上記の使用時間及び使用日時並びに使用場所等に制限を加えるときには、契約者及び時間貸し利用者は異議なくこれに同意しなければならない。

（使用料金）

第3条 使用料金は、次のとおりとする。

（1）契約者

別表のとおりとし、契約者は毎月25日までに翌月分を当社の指定する方法で支払うものとする。ただし、経済情勢等に応じ当社がこの使用料を改めようとするときは、契約者はいつにても異議なくこれに応じなければならない。月の途中で契約したときの駐車料金は日割り計算とし、契約締結と同時に当月分を支払うものとする。契約が解約又は解除されたときには、契約者が支払った当月分の駐車料金を返還しない。

（2）時間貸し利用者

30分毎に金250円とする。（消費税込み料金）

なお、土曜日・日曜日・祝日の1営業日（午前7時から午後11時まで）につき、4時間を超える利用は金2,000円とする。（消費税込み料金）

時間貸し利用可能な車両は長さ5.0m・幅2.0m・高さ2.1m・重さ2.2t以下とする。

(3) 時間貸し利用者の夜間駐泊料金

夜間午後11時から午前7時までの間は夜間駐泊料金として、金1,500円とする。(消費税込み料金)

(4) その他割引料金

当社が特に必要と認めた場合は、駐車場使用料金の割引を行う。

割引料金等の内容は次のとおりとする。

(4) - 1 障害者使用車両の割引料金

障害者が運転若しくは同乗する車両で、障害者手帳を提示した場合は、第3条(2)号の時間貸し利用者料金の半額とする。

(4) - 2 回数券

駐車場利用者の便宜を図るため、回数券を販売する。

回数券 250円券 50枚セット 金10,000円

(月極使用契約)

第4条 月極使用契約の申し込みを受け、適当と認める場合、契約を締結し、契約者に入出場カードを貸与する。契約者はカードを他人に貸与するなどして駐車区画を他人に転貸使用させてはならない。契約を解約・解除したときには、契約者は貸与したカードを当社に返却しなければならない。契約者がカードを紛失したときは、すみやかに管理者に連絡を取り、その指示に従うこと。なお、カード紛失に伴う再発行費用は金5,400円(消費税込み料金)とし、契約者が負担する。

契約者が月極使用契約並びにこの規則等に違背したとき、または当社及び管理者の指示事項に従わない場合、当社は契約者に許可なく即時契約を解除することができる。

(保証金)

第5条 月極契約の保証金は別表のとおりとし、契約締結と同時に納入するものとする。ただし、保証金に利息はつけない。

2. 契約が終了したとき保証金は返還請求書により指定された契約者名義の金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、駐車料金等この規則に定める料金に未納があるときはこれに充当し、残額がある場合はその額を返還する。

(責任等)

第6条 当社及び管理者は、天災地変・火災その他、当社及び管理者の過失によらない自動車及び積載物等の損傷事故、紛失、盗難等については、その責任を負わない。契約者及び時間貸し利用者またはそのそれぞれの関係者が、駐車場施設内において故意または過失により、他人及び管理者もしくは他人の自動車及び駐車場施設等に危害・損害を与えたときには、契約者及び時間貸し利用者はその損害を賠償しなければならない。

(入場できる自動車)

第7条 入場できる自動車は別表のとおりとする。ただし、当社及び管理者が契約者と協議のうえ合意したものについてはこの限りではない。なお、二輪車または管理者が適当でないとした自動車は入場できない。

(入場の方法)

第8条 契約者は入場の際、入口に設置したカードリーダーにカードを近づけ、ゲートが開き次第自動車を入場させること。

時間貸し利用者は、駐車場入口の駐車券発行機より駐車券を受け取り、ゲートが開き次第自動車を入場させること。

入場管制機器等が正常に作動しないときは、すみやかに管理者に連絡を取り、その指示に従うこと。

(場内走行)

第9条 駐車場内では時速8キロメートル以下で走行しなければならない。また、場内標識・信号及び管理者の指示に従い、事故のないよう走行しなければならない。

(駐車)

第10条 契約者の自動車は、契約書に表示した区画に駐車しなければならない。

時間貸し利用者の自動車は、当社及び管理者より指示された区画に駐車しなければならない。駐車中は扉、窓等は完全に施錠し、車内物品の盗難・紛失のおそれがないように努めなければならない。

(出場の方法)

第11条 契約者は出場の際出口に設置したカードリーダーにカードを近づけ、ゲートが開き次第自動車を出場させること。契約者がカードを紛失したときは、すみやかに管理者に連絡を取り、管理者の指示に従うこと。

時間貸し利用者は、全自動精算機に駐車券を挿入し、料金を精算の上、ゲートが開き次第自動車を出場させること。

上記の規定にかかわらず、時間貸し利用者が駐車券を紛失するなどして出場できないときは、すみやかに管理者に連絡を取ること。駐車券を紛失するなどして、入場時刻を確認できない場合は、駐車場の入場取扱い開始時間からの料金を徴収する。出場管制機器等が正常に作動しないときは、すみやかに管理者に連絡を取り、その指示に従うこと。

(禁止事項)

第12条 駐車場内での禁止事項は次のとおりとする。

- (1) 火気・引火物・爆発物・悪臭を発生する物等、他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を場内へ持ち込むこと。
- (2) 飲酒・喫煙・宿泊その他公序良俗に反する行為。
- (3) 指定された駐車スペース以外の場所及び車路に駐車すること。

(4) その他駐車場の管理運営上支障となる行為。

(規則等の遵守)

第13条 当社及び管理者が、この規則に違反したり、場内の秩序を乱すおそれのある者と認めた場合は、その者に駐車を断り、または直ちに退場させることがある。

(管轄裁判所)

第14条 この駐車場の管理・運営等に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

(疑義事項)

第15条 この規則に定めなき事項及び解釈適用について疑義が生じた場合には、契約者及び時間貸し利用者は、関係法令並びに一般慣習に従い、誠意をもって当社及び管理者と協議のうえ、善処しなければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(本規則の一部改正)

第3条第4号について、新設した(4)－1号、(4)－2号、(4)－3号は平成22年2月1日から施行する。

(使用料金の一部改正)

この改正規則(第3条 使用料金の変更)は、平成24年4月1日から施行する。

(使用時間の一部改正)

この改正規則(第2条 使用時間の変更)は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料金の一部改正)

この改正規則(第3条第3号 使用料金の変更)は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料金の一部改正)

この改正規則(第3条第3号 使用料金の変更)は、平成28年9月1日から施行する。

(本規則の一部改正)

この改正規則は平成30年10月1日から施行する。

別表

車室	月額 (税込)	保証金	車両制限			
			長さ	幅	高さ	重さ
平面式	45,870円	135,000円	5.0m	2.0m	2.1m	2.2 t
機械式大	40,780円	120,000円	5.0m	2.0m	1.5m	2.2 t
機械式小	35,680円	105,000円	4.7m	1.7m	1.5m	1.5 t